

## &lt;個別案件確認表（組織委員会）&gt;

組織委員会担当確認年月日	2019年5月23日
東京都作業部会確認年月日	2019年6月5日
(契約変更に伴う再確認日)	2020年11月11日

事業名 リネン・ランドリーサービス

案件名 選手村ハウスキーピング業務委託

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>選手村は東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「本大会」という。）期間中における選手等の居住空間となることから、選手等の体調管理に考慮した衛生的な環境を保つため、ハウスキーピング業務の実施が必要である。なお、本業務は開催都市契約大会運営要件において、選手等居住者向けに提供する義務項目となっている。</li> <li>当該事業の対象は、晴海選手村にある 21 棟の宿泊棟における居室、NOC/NPC オフィス、ラウンジ等の共用スペースなど広範に及ぶ。また、当該業務の内容も居室及び共用部の床面やトイレ等の清掃、タオル及び寝具リネン交換及びベッドメイクと多様である。</li> <li>選手等の在室中に清掃、リネン交換及びベッドメイク等の作業を実施しなければならないほか、選手団から寄せられる多種多様な要望に臨機応変に対応していく必要がある等、柔軟な対応が求められる。</li> <li>当該事業は、上記のような大規模かつ複雑なオペレーションを、一定の作業水準を確保しながら、安定的かつ確実に実施する必要がある一方で、オリンピック村からパラリンピック村への移行期間は非常に短いため、パラリンピック村開村に向けた事前清掃を、オリンピック村閉村前に行っていく必要がある。業務習熟に要する期間を踏まえると、両大会のハウスキーピング業務を同一事業者</li> </ul>	

	<p>に一气通貫で委託することが効率的でありかつ合理性が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務はパラ選手村の運営にとって必要不可欠な業務であることを踏まえ、大会に必要な経費として大枠合意に基づき、パラ経費相当分の1/4を東京都が負担する妥当性あり。</li> </ul> <p>(2020年9月30日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</li> </ul>	
<p>事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該事業は、選手村宿泊棟の運営に必要な清掃・リネン交換及び在庫管理・ベッドメイク等の業務を委託するものであり、オリンピック・パラリンピック両大会の期間を通じて確実かつ安定的なサービスを提供する必要がある。</li> <li>・ 選手村の運営は組織委員会が全面的に担うことから、組織委員会が本件を一括執行する合理性が認められる。</li> </ul>	
<p>経費の内容等が必要(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p style="text-align: center;">必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該事業は、宿泊棟の清掃やベッドメイキング等を行うものであり、開催都市契約大会運営要件の規定に基づき、実施するものである。</li> <li>・ 選手等が大会期間中に滞在する各居室の衛生環境は選手の体調管理に多大な影響を及ぼすため、適切な居住環境を整えるべく、本事業は必要。</li> </ul> <p>(2020年9月30日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大会延期に伴い、感染症対策を考慮した清掃方法の検討や、サービス内容の見直しを確実に進める観点から、当該検討及び各清掃業者との調整を実施する受託者である共同企業体を延期期間中、継続運営させる必要があるため、現時点で手続きを進める必要がある。</li> </ul>	

	効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業は、IOC/IPC との協議に基づき、各種業務の実施頻度につき、過去大会実績からの見直しを講じたほか、NOC/NPC の入村・退村状況の進捗を踏まえ、適切な作業範囲・作業頻度を設定する等、業務効率化を図っている。</li> <li>(2020年9月30日 契約変更に伴う追記)</li> <li>当該追加経費は、延期に伴い新たに必要となる対策の具体的検討・調整業務等を実施する共同企業体の運営に要するものであり、必要最低限の内容に精査されている。</li> </ul>	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合評価方式の一般競争入札により事業者を選定するため、市場性を踏まえた価格水準での業務委託が見込まれる。</li> <li>国土交通省建築保全業務積算要領等に基づき積算している。</li> <li>(2020年9月30日 契約変更に伴う追記)</li> <li>延期に伴う追加経費は、受託者と協議・調整の上精査し、経費の削減に努めている。</li> </ul>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業は、パラ期間を含む本大会における選手村運営において必要不可欠の業務である。経費内容も事業費のみであり、パラ経費相当額を公費負担の対象とする適切性が認められる。</li> <li>現時点では、大会経費の都の枠内であることを確認できないため組織委負担とする。</li> <li>(令和2年3月5日確認)</li> <li>大会経費の都の枠内であることを確認した。引き続き、全体経費の縮減に努める。</li> <li>(2020年9月30日 契約変更に伴う追記)</li> <li>延期に伴う追加経費については、可能な限りの効率化、精査を図る。</li> <li>また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</li> </ul>		

\* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。